

平成26年度東京都立高等学校応募資格審査取扱要項

東京都教育委員会

- 1 都内在住者で都外の中学校等に在学している者又は既に卒業した者(外国において学校教育における9年の課程を修了した外国人を含む。) …………… 1ページ
- 2 都内在住者で入学日までに都内の島しょに転居することが確実な者 …………… 2ページ
- 3 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者 …………… 3ページ
- 4 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者 …………… 4ページ

住民票記載事項証明書(様式応3)の提出について

- (1) 上記2及び3に該当した者が入学手続をした場合は、入学日に、当該都立高校の校長に住民票記載事項証明書(申請した住所地に本人及び保護者が転居したことが確認できるもの)を提出することとなっている。
- (2) 上記4に該当する場合は、上記(1)に準じて住民票記載事項証明書を提出する。

分割後期募集・第二次募集への応募について

分割後期募集・第二次募集の出願に要する応募資格関係書類の様式は、第一次募集・分割前期募集と同様である。

分割後期募集・第二次募集においては、募集校の発表日と出願日が近接しているため、入学願書を除く応募資格関係書類は、事前に複数枚用意すること(コピーでもよい。ただし、調査書は、公印のある厳封されたものが必要)。

<問合せ先>

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課入学選抜係
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5320)6745

1 都内在住者で都外の中学校等に在学している者又は既に卒業した者（外国において学校教育における9年の課程を修了した外国人を含む。）

一 応募資格

次の(1)に該当し、かつ、(2)に該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、これに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を平成26年3月に卒業する見込みの者又は既に卒業した者（外国において学校教育における9年の課程を修了した外国人を含む。）
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）と共に都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者

二 出願方法

(1) 提出期間

入学願書提出期間とする。

(2) 提出先

志願する都立高校の校長（郵送による出願は認めない。）

(3) 出願に要する書類等

ア 東京都立高等学校出願承認申請書（様式応1）

イ 入学願書（所定の用紙）

ウ 志願者及び保護者を記載した住民票記載事項証明書（様式応3）

（平成25年12月1日以降に区市町村長が発行したもの）

エ 入学考査料

全日制高等学校 2,200円

（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所に納めること。一旦納付したものは還付しない。）

オ 調査書（所定の用紙）及び成績一覧表（在学している中学校の校長が作成したもの）

カ 自己PRカード（所定の用紙）

（面接実施校の志願者のみ）

三 その他

- (1) 応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認し、入学願書を受理したときは受検票を交付する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- (3) オについて、外国において学校教育における9年の課程を修了した外国人は、成績証明書又はこれに代わるもの（外国において学校教育における9年の課程が修了したことが分かる卒業証明書等）を提出する。
また、卒業者は、成績一覧表を提出する必要はない。平成26年3月31日現在満20歳以上の者（平成6年4月1日以前に出生した者）は、調査書の代わりに卒業証明書を提出する。

2 都内在住者で入学日までに都内の島しょに転居することが確実な者

一 応募資格

高等学校、特別支援学校高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次の(1)ア又はイのどちらかに該当し、かつ、(2)に該当する者

(1) ア 中学校を卒業した者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号の一に該当する者

※ 学校教育法に規定する中学校、これに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を平成26年3月に卒業する見込みの者は、島しょへの転居及び身元引受人に関する申立書（様式15-2）等の提出により、応募資格審査に代える。

(2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）と共に、平成26年4月の入学日までに都内の島しょ（以下「島しょ」という。）に転居し、入学後も保護者と同居し、引き続き当該島しょから通学することが確実な者

二 出願方法

(1) 提出期間

入学願書提出期間とする。

(2) 提出先

志願する都立高校の校長（郵送による出願を認める。）

(3) 出願に要する書類等

ア 転居に関する申立書（様式応4）

イ 転居を証明する書類

(ア) 新たに島しょに住居を持つ場合

当選通知書の写し（公共住宅）、確認通知書（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）

なお、写しの場合はその原本を持参し、確認後返却を受けること。

(イ) 既に島しょに在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書（様式応3。平成25年12月1日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（様式任意）

ウ 入学願書（所定の用紙）

エ 入学考査料

全日制高等学校 2,200円

（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所に納めること。一旦納付したものは還付しない。）

オ 調査書（所定の用紙）及び成績一覧表（在学している中学校の校長が作成したもの）

カ 自己PRカード（所定の用紙）

（面接実施校の志願者のみ）

三 その他

(1) 応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認し、入学願書を受理したときは受検票を交付する。

(2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

(3) 入学日に、入学した都立高校の校長に住民票記載事項証明書（様式応3）（申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの）を提出する。

3 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一 応募資格

高等学校、特別支援学校高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次の(1)アからウのいずれかに該当し、かつ、(2)に該当する者

- (1) ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、これに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を平成26年3月に卒業する見込みの者
 - イ 中学校を卒業した者
 - ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号の一に該当する者
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）と共に、平成26年4月の入学日までに都内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、都立高校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二 出願方法

(1) 提出期間

入学願書提出期間とする。

(2) 提出先

志願する都立高校の校長（郵送による出願は認めない。）

(3) 出願に要する書類等

ア 東京都立高等学校出願承認申請書（様式応1）

イ 不受検証明書（様式応2）

※ 道府県教育委員会教育長及び中学校長による当該道府県の公立高等学校等を志願しないことを証明する書類

ウ 転居に関する申立書（様式応4）

エ 転居を証明する書類

(ア) 新たに都内に住居を持つ場合

当選通知書の写し（公共住宅）、確認通知書（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）

なお、写しの場合はその原本を持参し、確認後返却を受けること。

(イ) 既に都内に在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書（様式応3。平成25年12月1日以降に区市町村長が発行したもの）及び同居同意書（様式任意）

オ 入学願書（所定の用紙）

カ 入学考査料

全日制高等学校 2,200円

（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所に納めること。一旦納付したものは還付しない。）

キ 調査書（所定の用紙）及び成績一覧表（在学している中学校の校長が作成したもの）

ク 自己PRカード（所定の用紙）

（面接実施校の志願者のみ）

三 その他

- (1) 応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認し、入学願書を受理したときは受検票を交付する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- (3) 入学日に、入学した都立高校の校長に住民票記載事項証明書（様式応3）（申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの）を提出する。

4 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一 応募資格

次の(1)ア又はイのどちらかに該当し、かつ、(2)に該当する者

- (1) ア 外国の学校（現地校）において、学校教育における9年の課程を修了した者又は平成26年3月31日までに修了する見込みの者
イ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を修了した者又は平成26年3月に修了する見込みの者
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）と共に、平成26年4月の入学日までに都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者については、以下の場合も含む。
 - ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国すればよい。
 - イ 志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、父又は母のどちらか一方が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

二 出願方法

- (1) 提出期間
入学願書提出期間とする。
- (2) 提出先
志願する都立高校の校長（郵送による出願は認めない。）
- (3) 出願に要する書類等
 - ア 帰国に関する申立書（様式応5）
 - イ 入学願書（所定の用紙）
 - ウ 入学考査料
全日制高等学校 2,200円
（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所に納めること。一旦納付したものは還付しない。）
 - エ 日本人学校の場合は、調査書及び成績一覧表（在学している学校長が作成したもの）、現地校の場合は、最終学校の成績証明書（学校教育における9年の課程が修了したことが分かる卒業証明書等）又はこれに代わるもの
 - オ 自己PRカード（所定の用紙）
（面接実施校の志願者のみ）
 - カ 前記一の(2)ア又はイに該当する場合は、保護者が帰国できない理由を証明する書類（勤務証明書等）
 - キ 前記一の(2)イに該当する場合は、身元引受人承諾書（様式応6）

三 その他

- (1) 応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認し、入学願書を受理したときは受検票を交付する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- (3) 入学日に、入学した都立高校の校長に、住民票記載事項証明書（様式応3）（帰国後の住所として申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの）を提出する。
なお、保護者が入学日までに帰国しない場合は、1年以内の帰国した時点で保護者の住民票記載事項証明書を提出する。